

3 「意見を聴く会」での意見表明内容(要約)

開催日時 : 平成16年11月16日(火)午前9時30分から午前11時30分まで
 場所 : 東京都庁・都民ホール
 来場者数 : 50名
 意見発表者数 : 8名(都民4名、事業者4名)

No.	事項	ご意見
1	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度は、製造業社が製造工程管理を適切に実施することで食品の安全性確保を行うことを支援するものとして期待し、更なる普及のために、①本認証を受けた事業者が都民に認知されるような施策を講じる(事業者名を販売店や広報紙に掲げる、該当の食品にマーク表示をするなど)②事業者にとっても認証を受けることが、手続きのストレスではなくメリットであると理解してもらうような働きかけを要望する。
2	事業者の自主的衛生管理	事業者が自主管理基準を自主的に作るためには、行政で自主管理の基準(指針)を明示し、事業者へ指導してほしい。認証制度ありきではなく、許認可を得るまたは更新する局面で、事業者に自主管理についての指導を行うなど、保健所業務の中に組み込むべきである。
3	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を進めるうえでは、自主基準や安全管理について明確にし、HACCPやISOなどの高いレベルと安全管理の水準の中間に位置づけられるものであるべきである。
4	事業者の自主的衛生管理	食品衛生自主管理認証制度を取得したが、東京都職員である学校給食の栄養士でさえ、制度を知らない人が多い。制度の周知徹底を図ってほしい。
5	事業者の自主的衛生管理	スーパー等大型店では、自主的にトレースサビリティを進めており、独自のマークもつけている。生産情報提供事業と併存しても構わないが、生産者の声をホームページに載せたり、既にあるトレーサビリティ制度との連携をとり、共存できる仕組みにするべきである。
6	事業者の自主的衛生管理	協会独自に衛生管理システムの構築を進めており、自主衛生管理マニュアルを作成し、各会員に配布し、衛生管理の向上、徹底を図るなど、自主管理には力を入れている。
7	事業者の自主的衛生管理	自主検査における検査結果については、良いデータだけではなく悪いデータも発表し、どこに問題点があったか話し合うことで、より良い自主的衛生管理を行うことができると思う。業界として、自主的衛生管理に力を入れており、努力していることを、消費者にも認識していただきたい。
8	体制整備・連携	食品安全条例では、食品企業に生産から販売に至るまでの各行程での情報の記録、保存を求めている。これらの指導にあたっては、食品衛生法やJAS法との十分な連携において対応するべきである。
9	体制整備・連携	HACCPの考えを取り入れた農産物の安全な生産方法に関する指針の作成にあたっては、農林水産省のGAPとの連携をもって行うべきである。
10	体制整備・連携	国は国、東京都は東京都ということではなく、東京都は国の中心であるという自覚のもと、他の地方団体も意識したルール作りをしていただきたい。
11	体制整備・連携	食品企業は食品の適正な表示に向けて法令遵守はもちろんのこと、数々の取組を進めている。東京都において、国とのいわゆるダブルスタンダードがないことを要望する。
12	体制整備・連携	大消費地である東京では、輸入食品を購入する機会も非常に多いと思われ、輸入食品についてのトレーサビリティを確立すべく、必要な施策を講じるとともに国に働きかけていくことを要望する。
13	体制整備・連携	全庁的な危機管理体制は大規模な事故だけでなく、食品にまつわる事業決定においても全庁的な体制が望まれる。事業決定前でのコミュニケーションを含むリスク分析の徹底を全庁体制で確立していただきたい。
14	体制整備・連携	計画の推進については都、都民、事業者が食品の安全に関する共通の認識をもち、全庁的にも取組む推進体制を早急に確立すべきである。特に実務者レベルに行政の行動力が現れてくるだろう。
15	検査・調査	輸入食品対策の充実として、①アメリカなどから輸入されている遺伝子組み換え作物の輸入量、都内への流通量、都内製造メーカーでの使用量などの調査の実施、②遺伝子組み換えナタネの自生についての調査の実施、③①と②と合わせ、都内に持ち込まれる遺伝子組み換え作物の量とルートを調査し、結果を公表。

16	検証	各施策および優先的に取り組むべき戦略的プランの目標数値を明確にしてこの取り組みの実効性を高めることを要望する。
17	検証	進捗状況を定期的かつ必要時に都民へ広く開示し、意見交換会を実施するよう要望する。
18	表示	遺伝子組み換え食品の流通において、実際にはアメリカを中心にかなりの量のGM大豆・コーンが輸入され、表示義務のない食品に使用されているものと推測される。東京都においてはいち早くマーク表示を決定したにもかかわらず、店頭でマークのついた食品を見かけることはない。検出技術の云々にかかわらず、遺伝子組み換え作物が原料として使われているのか否かがはっきり消費者に分かるような表示のしくみを実現する施策を講じ、遺伝子組み換え食品についても消費者の選ぶ権利を保障することを強く要望する。
19	表示	食品表示については、年に3回研修をしている。現場からの問い合わせの1、2割は非常に複雑で、解決が難しい。分かりやすい表示の普及には、分かりやすい表示のルールが必要である。
20	表示	表示規制は食品衛生法、JAS法、景品表示法などの国の法律の他、公正競争規約や条例等、沢山の規則や基準があり、複雑になっている。中小企業では対応に苦慮しており、また、行政側でも担当法令以外はわかっていない状況である。食品メーカー等に対する表示の講習会等を、都で積極的に行うべきである。
21	未然防止	食品安全条例ならびに推進計画が「未然防止」を目的にしていることは評価している。さらに一歩進めて、未然防止から予防原則へという検討をしていただきたい。この予防原則という言葉は、定義づけがあいまいだとのことだが、EU等の情報を把握し、東京都が考える予防原則について定義を明確にすれば、東京都の食品安全行政は国際的にも通用するものになると考える。
22	未然防止	基本理念の第2「未然防止の観点から科学的知見に基づく安全確保」については、科学的知見の不確実性に対応したいわゆる「予防原則」的なアプローチをとることを明らかにすべきである。東京都が実施する未然防止施策の一環として、科学的知見の不確実性に着目して、正確な知見が得られるまでの暫定的な措置としてより安全性に留意した施策をとるという管理手法がとられるべきであると考える。
23	未然防止	科学的な知見に基づいた評価は、安全性の指針になるので「食品安全情報評価委員会」「食品安全審議会」の評価決定は重要である。委員会の委員構成は都民として信頼できる人材とし、委員会の審議は十分に行い、公開を原則とすべきである。開かれた情報を基に広く都民とのリスクコミュニケーションの場を積極的に設定する事こそが、食の安心行政になる。
24	リスクコミュニケーション	食品安全推進計画は、食品安全条例にもとづく行政計画であると同時に、東京都の食品安全に関する取組方針をとりまとめた総括的な文書であるため、(1)この計画の策定過程そのものがリスクコミュニケーションの対象となるものであり、都民とのコミュニケーション機会を設け、その意見を反映していくこと、(2)計画の内容が都民・消費者に理解されるようにわかりやすく記述されることなどが必要である。
25	リスクコミュニケーション	食の安全に関する共通認識と合意形成を積み重ねていくための手段であるリスクコミュニケーションの効果的な推進のためのパイロット事業の実施に賛同する。また、①多様な双方向コミュニケーションをとり、より広く消費者の意見を反映、②情報の一元的な収集・管理・開示、③市区町村・保健所・消費者センターとの有機的な事業連携の推進を加えることを求める。
26	リスクコミュニケーション	食の安全について正しく理解し考えることができるように学習、普及啓発などの事業を充実させていく必要があるとされることを評価する。そして、事業者との交流の場づくりのために積極的に事業者へ働きかけることを求める。これは、食育推進面でも考慮されるべきであると考える。
27	リスクコミュニケーション	未然防止をし拡大を防ぐのは、食の安全を守る原点である。そのためにリスク分析をしっかりと行うためのプロセスが大事であり、リスク評価、リスク管理の施策をどこがするのかきっちりしなくてはならない。リスクコミュニケーションをどのように行っていくのか、情報公開と併せてコミュニケーションを行う具体的な施策の体系づくりをしなければならないが、意見の云いっぱなし、聞きっぱなしでは意味がない。消費者としての意見も多角的にあることを、行政は把握して欲しい。
28	食育	食に関する学校での教育は本当に大切であり、学校給食が食農教育の題材・場となるような積極的な支援を要望する。また、総合的な学習の時間において地域市民やNPOなどが積極的に授業提案を行えるような支援もあわせて要望する。
29	制度構築	農薬・食品添加物等の基準について、食品を摂取する者の成育および健康状態に配慮する視点から、食品の体重別基準もしくは子ども基準(ガイドライン)を設け、それに見合った食品製造が行われることを求める。
30	制度構築	トレースサビリティやHACCPへの支援は、公的な補助金制度を設けてもらいたい。
31	制度構築	人材の育成についての観点が欠けている。公的な補助金制度を設けるなどし、より安全な食品を提供するための技術の向上や知見の向上を目指した人材の育成を積極的に行うべきである。

32	制度構築	業界での製品製造量の約80%は大規模メーカーが占めており、組合に入っていないアウトサイダーが約20%を占めている。アウトサイダーには情報が不足しており、情報の提供や情報の交換において問題があると考えられる。組合員にならないと営業できないといった制度なども必要なのではないか。
33	制度構築	施策体系の重要なポイントとして事業者の責任は大きい。生産から消費するまで、食品を取り扱う各事業者は、それぞれが食品の安全を供給する側としての責務がある。物の流れが分らない、見えない所に偽装が生れるので流れの透明性は絶対に確保しなければならない。第三者のチェック機関が必要である。
34	その他	この食品安全推進計画を策定し、実施することで、よりいっそう食品の安全確保が進むことを期待する。
35	その他	食品安全条例は、東京都が都民に対して、食品の安全行政を前向きに取り上げたものとして評価する。食品安全推進計画は、それをどう具体性を持たせるか、どう施策を盛り込んでいくのかというような指針になるものだと思っている。BSE問題や偽装表示が生んだ食品への不信感をぬぐうものとして期待している。
36	その他	計画の視点に、都民の健康を守るためにという文言があるが、できれば都民の健康に暮らす権利を保障するためにというような言葉にしていきたい。この推進計画を進めていくには、都民すべてが主体的にかかわっていくべきだと思う。主体的に自分たちの権利を守っていくためだというような位置づけがあつてほしい。
37	その他	食品安全推進計画の中に食品飼料化リサイクル事業への対応を緊急の課題として位置づけること
38	その他	中間まとめでは、具体的施策の内容が盛り込まれていない。最終計画には、具体的に記述することを求める(たとえばBSE、遺伝子組み換え食品及び作物、食品中の残留農薬等の問題について)。